

## 第3回岩手県国土強靱化地域計画検討会議 議事概要

日 時 平成27年9月25日(金) 16時から18時まで

場 所 サンセール盛岡 1階 大ホール

### 1 開 会

### 2 挨拶

政策地域部長：

- ・ 「第3回岩手県国土強靱化地域計画検討会議」の開催に当たり、御挨拶申し上げます。
- ・ 委員及びオブザーバーの皆様方においては、本日は、御多用の中、御出席をいただき御礼申し上げます。
- ・ 本日の会議について、主な議題は2点である。
- ・ 1点目は、「岩手県国土強靱化地域計画の骨子」について。
- ・ これまで頂いた様々な御意見を踏まえて作成した「脆弱性評価結果」や、その「評価結果に基づく対応方策」等を取りまとめ、全7章構成で整理した、現段階の計画骨子について御説明したいと考えている。
- ・ 2点目は、「重点施策」について。
- ・ 施策分野ごとの対応方策に記載した施策の中から、現段階で、優先度の高い施策として選定した、「重点施策」について御説明させていただき、御意見をいただきたい。
- ・ また、本日は、内閣官房国土強靱化推進室から渡邊企画官にお越しいただいている。
- ・ 渡邊企画官には、会議全体を通して御助言をいただきたいと考えている。
- ・ 「岩手の強靱化」を推進するための指針となる「岩手県国土強靱化地域計画」の策定に向け、本日を含め3回会議を開催し、年明けに4回目を計画している。
- ・ これまで同様、委員及びオブザーバーの皆様には、御活躍の分野の視点などから、忌憚のない御意見や御提言を賜るようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

内閣官房国土強靱化推進室渡邊企画官：

- ・ 東日本大震災のいわゆる被災3県の中で、国土強靱化地域計画の策定作業に着手しているのは岩手県だけ。
- ・ そういった意味からも、岩手県がこういった地域計画を作るのかという注目度が大変高い。
- ・ 地域計画のモデル団体に岩手県も選定しており、出来るだけ支援させていただく。

### 3 議 事

南座長（岩手大学）：骨子と重点施策が、本日出揃った。被災3県で唯一策定作業を進めているということでもあるので、皆様の御意見を重ねてお聞かせいただき、中身のある計画を作って提示したい。

## 【報告事項】

### (1) 「岩手県国土強靱化地域計画」(仮称)策定に向けたスケジュールについて

政策推進室政策監：(資料1に基づき説明。)

## 【協議事項】

### (1) 第2回岩手県国土強靱化地域計画検討会議(7/31開催)時に出された主な御意見への対応(案)について

政策推進室政策監：(資料2に基づき説明。)

### (2) 「岩手県国土強靱化地域計画」(仮称)骨子について

政策推進室政策監：(資料3、参考資料1、参考資料2に基づき説明。)

## 【質疑応答】

南座長(岩手大学)：96の目標指標については、今後、達成状況をフォローしていくということか。

⇒ 政策推進室政策監：計画期間中は、基本的に達成状況を測定していくことになるが、重点施策のKPIとの関係で、こういった形でお示しするか等の詳細は今後検討していく。

佐々木委員(農業会議)：「資料3」のP5の「脆弱性評価結果」の(1)に、「豪雪等に伴う立ち往生車両の未然防止」とあるが、過去の経験から、豪雪時に道路が通行止めになった一番大きな原因は、道路脇の立ち木が、道路に倒れてくること。撤去が済まないうちは、除雪や停電などの復旧も出来ず、集落が孤立していく。記載している「緊急車両の妨げとなる車両の移動命令や撤去」は当然だが、特に山間部の道路については、道路周辺の環境整備が必要。道路用地ではない所は土地所有者の責任ということではあるが、土地所有者は、なかなか立ち木の手入れまでは行き届かない。見通しが良く、雪が降っても立ち木が倒れてこないような道路周辺の環境整備を進めることも、国土強靱化につながるのではないか。

⇒ 県土整備企画室：「緊急車両の妨げとなる車両の移動命令や撤去」については記載しているが、御指摘の通り、道路周辺の立ち木が除雪作業の支障になるという現実的な問題もあるので、法令等と照らし合わせながら、出来ることについては、記載するよう検討していく。

### (3) 「岩手県国土強靱化地域計画」(仮称)における重点施策について

政策推進室政策監：(資料4-1、資料4-2、資料4-3に基づき説明。)

## 【意見交換】

南座長(岩手大学)：重点施策として、KPIを設定し、個別の施策をメニュー化しているが、実施に際しては、現状で既に予算措置が組まれているものもあれば、新しい計画の中で新たな取組として盛り込まれている事業メニューもあろうかと思う。今後、どういう事業展開になっていくのか。地域計画の位置付けそのものとも関係してくると思うが、国の方向性を教えていただきたい。

⇒ 渡邊企画官：国の基本計画における重点化は、プログラムごとの重点化を図る方法を使っている。45の起きてはならない最悪の事態に対し、1/3となる15のプログラムを重点プ

プログラムとして選定した。岩手県では、個別の施策ごとの重点化を図るという案になっているので国とは若干方法は違うが、昨年度のモデル調査実施団体の事例においても、プログラムごとに重点化を図っている自治体と、プログラムの中に含まれる個別施策ごとに重点化を図っている自治体は概ね半々。地域に即したやり方でいいと思う。国土強靱化基本法の第13条においては、地域計画を作ることができると規定され、作り方等について細かく決めているわけではないので、国の基本計画やモデル調査実施団体の内容を参考にして進めてほしい。参考までに、国の場合は、1/3のプログラムを選定したが、当然、ハード対策、ソフト対策のどちらも取り組んでいくので、予算額が多いから強く靱やかな国土作りが進んでいるというわけではないものの、予算上のカバー率を集計すると、1/3の15のプログラムの中に、9割以上が入っている。今後の更なる重点化は、国としても課題となっており、地域計画の動向も踏まえ、検討を行っていく必要があると考えている。

⇒ **政策推進室政策監**：地域計画は、県の強靱化の指針という位置付けで策定を進めているが、これから、県の総合計画である「いわて県民計画」の、知事の新任期に対応する第3期アクションプランの策定作業も始まり、地域計画との調和も図っていく。地域計画に盛り込まれた取組は、第3期アクションプランの取組にも取り込まれていく形となり、推進体制が強化される。予算については優先されると断言出来ないが、取組の動機付けにより考慮されていく。

⇒ **南座長（岩手大学）**：新しい計画フレームを作っているなので、これまでの個別の事業を、横断的に結び付けて、さらに効果的なものにしていくということが狙いとなる。地域計画の重点施策を、県の総合計画のアクションプランの中にも盛り込むことにより、県の総合計画においても重点化されていくというシナリオになろうかと思う。

**藁谷企画室長（東北経済産業局）**：当日差し替えがあり得ることを前提に事前送付された資料では、重点施策の数が33となっていたが、今回34となっている。具体的に、どの項目が、どのような形で増えたのかを教えてください。

⇒ **政策推進室政策監**：事前送付したものから増えた重点施策は、「資料4-2」のP4の下から3つ目の「内水危険箇所の対策」。基本的に市町村の取組を優先することから、県の施策としては優先度が低いと、当初評価を行っていたが、先般の豪雨災害を踏まえると、市町村の取組といっても、県もしっかりと取り組む必要があることから重点施策に位置付けたもの。

**伊藤委員（東日本高速道路）**：道路施設の防災対策が記載されているが、高速道路は全国のネットワークであり、東日本大震災を踏まえ、休憩施設であるサービスエリア、パーキングエリアを防災の拠点にしていくという方向で、2年ほど前から、電源車、受入施設といったものを常時配備している。今回の重点施策にある道路施設の防災対策の中でも、避難場所としての機能を有する電源設備等について十分考慮していく必要がある。ハード面では、数々の震災を受け、橋脚の補強などを順次実施しているところであるが、有事の際の情報伝達のあり方が気になる。東日本高速道路では、衛星通信の設備を自前で持っており、加えて衛星携帯電話などの簡単な設備で、

全国各所と連絡を取れる取組を行っている。小さなことだが、簡単な設備でも、通信手段としての機能を有するものがあるので、是非活用いただければと思う。

⇒ **南座長（岩手大学）**：東日本大震災の経験から、道路のネットワークは重要であり、現在記載されている内容を強調するようお願いしたい。幅広に、避難場所に通信手段が必要なことも、震災を通して学んできたことであるので、是非活用をお願いしたい。

**佐藤委員（トラック協会）**：道路、物資輸送の関連だが、資料に記載されている「道路施設の整備」は、横軸の考え方で、106号線や釜石道路などで行っており、良いと思う。「支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築」における「緊急車両等への石油燃料供給の確保」の「等」には、トラックも入っているという解釈で良いか。震災時に、トラックも緊急車両に位置付けたと思うが、ガソリンスタンドには全然入れず、県にスタンドを模索していただき、その日暮らしのような形で供給されたことを踏まえ、しっかりと緊急車両に位置付けしていただきたい。「緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度の指導」とあるが、震災時には、こういった手続きは全く取れなかった。実態を踏まえると、事前届出というのはかなり難しいのではないかと思う。

⇒ **商工企画室企画課長**：災害時に、どういう線引きで、どういった車両が緊急車両になるかということは大きな課題。現時点で具体的な取り決めがあるわけではないが、御意見を踏まえ、今後、災害時に、どういった車両が最優先になるかを具体的に詰めていく。

⇒ **南座長（岩手大学）**：東日本大震災時に、沿岸部への物資輸送で、トラックが非常に活躍したことは記憶に新しいところ。震災時の経験として、トラックが緊急車両の取扱いとして不十分なところがあったという御指摘だと思うので、是非改善するように進めていただきたい。

**松本委員（日本放送協会）**：計画は網羅的に記載されており良く書けていると思う。ハード対策は予算の裏付けなどで地域計画に記載すれば配慮いただける面もあると思うが、ソフト対策もいくつか列挙されていて非常に重要な観点。例えば、土砂災害にしても、河川の浸水災害にしても、ハザードマップの整備が進んでいなかったり、避難勧告や指示を出す基準の問題も指摘されている。こういったところを、今回の地域計画を作ったことを機会に、市町村をバックアップしたり、働き掛けていくことを意識的に進めていただければいいのではないかと思う。発災後にどう対応するのか、避難勧告をどう出すかというのは、先日の北関東及び東北南部の水害時もそうだが、引き続き非常に難しいテーマであり、一部の県では、県が主導し、発災時又は発災が想定される時に、県が積極的に市町村に助言をしていくという取組を行っている県もある。そういう事例も意識して、県が災害時の司令塔としての機能を強化していく必要がある。特に、栗駒山はまだハザードマップが無いが、秋田駒ヶ岳、栗駒山、岩手山といった火山の災害時には、市町村では対応しきれないので、県の機能がより重要になる。

⇒ **総合防災室防災危機管理担当課長**：ソフト面について、現在、避難勧告等の発令基準を定めるよう、各市町村をお願いしているところであり、各市町村が基準に基づいて迅速に避難勧告等を発令できる仕組み作りを進めていく。また、県の司令塔の役割としては、例えば、土砂災害警戒情報が発表された際に、県から市町村に対し、避難勧告等を出し

てはどうかといった助言等を行っているところ。

⇒ **南座長（岩手大学）**：避難の実行性を高めるために、県の果たす役割、またソフト施策の組み直しなどを、さらに進めていただきたい。

**佐々木企画課長（東北地方整備局）**：「避難場所及び避難所の指定・整備」で、指定している市町村数や指定箇所数を増やすことを目標にしていると思うが、避難勧告等発令基準の難しさと共に、避難場所が必ずしも適切でない場所にある場合があると認識している。指定数を増やすことは非常に重要だが、その場所が適正かどうかということも把握できるような取組を進めれば、有効な取組になると思う。

⇒ **総合防災室防災危機管理担当課長**：御指摘通りであり、単に指定するのではなく、津波、洪水、土砂災害など、それぞれの災害に合った避難所、避難場所を指定するように、これからも市町村を指導していく。

⇒ **南座長（岩手大学）**：避難所が実行性を持って有効に機能することが重要。

**菊池委員（東日本電信電話）**：NTTグループだけではなく、通信事業者全体として、避難所に特設公衆電話の設置を進めている。具体的には、市町村の避難所に指定されている場所に、事前に電話回線を設置しておき、発災時には、市町村が電話機をソケットに差し込めば、災害時優先電話として使用できるというもの。以前は、国際電話としては使用出来なかったが、今年度からは、全通信事業者が賛同し、国際電話に対応出来るようにしている。是非、県からも、各市町村に特設公衆電話の設置を進めるように助言していただければと思う。岩手県では、33市町村のうち21市町村で設置しているが、残りの12市町村には設置していない。市町村の防災会議などに出席した際などには、設置をお願いし、検討するというお話をいただくが、進んでいないという状況。ちなみに、秋田県では、全市町村に設置するように指導していただいております、100%の市町村で設置されている。避難所の整備という観点から、県からも、各市町村に進めていただきたい。

⇒ **南座長（岩手大学）**：通信の確保という観点から、前向きに検討いただきたい。

**菅野委員（東北電力）**：災害時に、停電を早期復旧するということが大きなミッションだが、東日本大震災のような大きな災害になると、停電の解消までに一定の時間が掛かることが現実的。今回の重点施策の中に、「自立・分散型エネルギー供給体制整備」とあり、地域の災害時においても一定のエネルギーを賄えるように、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備を進めていくと記載している。停電が起きる時は、発電所自体が被災して発電ができなくなるという事態もあれば、発電所は健全だが、電気を運ぶための配電線や送電線などのネットワークが寸断されて送電出来ないなど、様々な事態がある。地域計画に記載している自立・分散型エネルギー供給体制は、完全に独立したネットワーク体制を整備した中で電力の自給率を上げていくイメージなのか、或いは、東北電力などのネットワークに接続した形なのか、KPIの電力自給率の目標値35%にどう盛り込まれているのか教えていただきたい。

⇒ **環境生活企画室企画課長**：現状の東北電力との連携の中で、再生可能エネルギーを導入していきたいと考えている。一方で、役場や公民館などの防災拠点には、例えば太陽光の

設備や蓄電池設備を導入して、独立した形で、災害があったとしても電気が使えるよう整備を進めている。そういった施設や設備がネットワーク化されることによって、スマートコミュニティのような自立型の地域になっていくことを思想として取組を進めているが、時間が掛かるので、そういった姿を目指しながら、電力自給率は東北電力と連携しながら進めていく。

⇒ **南座長（岩手大学）**：思想をどこまで全面に出せるのかはあるが、県の施策として引っ張っていけるようなビジョンを示していただければいいと思う。

**佐藤委員（高圧ガス保安協会）**：避難所の関係で、協定の見直し等について記載いただいたが、震災時には、避難所での煮炊きのために、LPガスの要請が多くあった。避難所となる施設に、バルクの設置という形で、あらかじめガスを供給出来るようにしておくことを全国的に普及するという動きもある。ガスの有効性について認識していただきたい。また、「緊急車両等への石油燃料供給の確保」で、優先給油すべき緊急車両をあらためて定義するという記載になっているが、これは公安委員会との調整があると思う。ガス関係でも緊急車両の登録をやっているが、実際は規制が入ったり、場所によっては進めないなど問題があった。優先順位の問題もあるが、緊急車両の定義は警察サイドと調整を図るということなのか。県石油商業協同組合との協定に基づいて決めるという話ではなく、公安委員会との調整で、緊急車両として登録して優先順位を決め、その優先順位に従って、県石油商業協同組合と決めていくということで良いか確認したい。

⇒ **商工企画室企画課長**：県石油商業協同組合との協定では、事前に、緊急通行に係る届出を県公安委員会に提出し、緊急車両の証明書を受けるという形になっている。

⇒ **南座長（岩手大学）**：発災直後の緊急車両への燃料供給について、より実効性が高まるようにさらに詰めていただきたい。

**小笠原業務課長（医師会代理出席）**：医療の分野で言えば、震災の経験から、取組をうまくコーディネートすることが重要。災害医療コーディネーターの育成が進んでいるようだが、継続してさらに力を入れていただきたい。

**古内委員（社会福祉協議会）**：県の政策は計画があって進められる観点から、地域計画の中で重点施策に位置付けられるのは、今後、色々な意味で支援が受けられやすい状況になると思うので、大変心強いし、そうあって欲しいと期待している。予算の確保等に、必ずしも確実に結びつくものではないという話もあったが、地域計画が出来て、しかも重点施策だという位置付けになれば、県からも様々な協力、支援をいただけるのではないかと思う。

⇒ **南座長（岩手大学）**：要支援者のマップ作成など、なかなか進まないものを、こういう場を活用して何とか突破口を開ければと思う。個人情報の問題があったり、それぞれの現場で情報を保護しながら、利用することは色々条件はあると思うが、作成を増やしていくとすれば、何とか突破していかなければいけない。色々な側面から知恵を出していかなければいけない。

**猿川委員（商工会議所連合会）**：産業では、元気のある、足腰の強い事業者の育成が必要であるとあらためて感じている。企業の従業員の方々は、消防団に入り、地域のコミュニティの中核になっているということもあり、人材の育成などで、県と連携して足腰の強い企業を育成していくことが、強靱化につながる。

**熊谷委員（商工会連合会）**：商工業分野の関係は重点施策としてはなかなか難しいと思う。人材育成を通じた産業の体質強化はもちろん、平時の経営力の強化にも取り組んでいく必要がある。

⇒ **南座長（岩手大学）**：人材育成と経営力という話が出たが、震災以降、その重要性はあらためて認識している。また、商工分野が担っている、平常時から復興までの役割として、人を育てたり、地域を育てたりというコミュニティの担い手としての役割があるということ再認識している。そういった役割に光を当てて、計画にどこまで盛り込めるか、人材育成の重みを考慮し、再考していただきたい。経営力を上げていくような仕組みを作り、その人たちが地域、コミュニティを支えるという役割を果たしていくという、これまでの経験を、計画にさらに記述出来る箇所がないか、是非再考いただき、記載いただきたい。強靱化とは遠いようで、近い話。日頃からコミュニティを強くしておくことが、いかに社会にとって必要かを学んできたはず。

**佐々木委員（建設業協会）**：前回会議で、県の建設業振興中期プランと整合性を図っていただきたいという話をさせていただき、今回計画に盛り込んでいただいた。この地域計画は、県が主体的に推進する事業、支援する事業等、県がしっかりと責任を持てる内容が中心に書かれている計画だと思う。ただ、実際、現地では、様々な主体が、防災や災害が起きた場合の対応を準備しており、その総力が県の取組になると思う。NTTや東北電力においても独自に対応をされていたり、建設業協会でも、各支部に土嚢袋を準備するなど、災害時に対応が取れるような体制を取っている。実際の対応時に、お互いが情報を共有し、一緒に対応出来る部分は対応するなど、連携出来るような体制が必要ではないかと思う。防災計画の範疇になるかもしれないが、運用面を意識した視点で、計画の最終的な練り上げが必要ではないか。

⇒ **南座長（岩手大学）**：建設業協会が果たしてきた役割の大きさは言うまでもないが、被災地の道路の啓開から始まる復興の道を開いてきていただいた。また、その後、業界で独自に取組を冊子にされてきた。是非、手本にするとともに、建設業協会には手本にされるような取組を続けていただきたい。

**佐々木委員（農業会議）**：土地利用という分野の立場だが、最も難しい分野。なぜ津波が来るようなところに家を建てたのか、もっと高台に建てていればこんなことにはならなかったのではないかとこの考えがどこかにある。津波被災地で、高台移転、住宅移転の候補地は、ほぼ農地。浸水地域に住んでいた人たちが農地を宅地に転用している。農地法では、農地の転用には県知事の許可が必要。今は、この事務処理に、スピード感を持って対応しているが、この教訓を生かしていかなければいけない。津波被災地に限らず、内陸部でも、危険な所にいつまでも住んでいる。ゲリラ豪雨のたびに、水害常習地帯というのがある。住宅地としてそのままにしていれば、いくら堤防

を築いても、数十年に一度、想定を超えたということで、対応出来なくなる。今だけの対策ではなく、十分な自衛の意識を持って、50年、100年先を見据えた土地利用を考えなければならない。一関遊水地という国家プロジェクトで、水害常習地帯を農地にし、いざとなった時には、そこに水を溜めて市街地を守るという、強靱な取組も行っている。土地利用という観点、今回の地域計画には入れるところはないと思うが、県民がより安全な暮らし方を考えるきっかけにもすべきと思う。また、農地の場合には、多面的機能ということで、雨が降った場合には田に一旦水を溜めてから川に流すことで和らげるという機能もある。農業者を含め県民が、災害の未然防止に取り組むような意識を作る良い機会になるのではないかと思う。

⇒ **南座長（岩手大学）**：土地利用は非常に深い問題だが、強靱化という、総合的で横断的な役割からすると、県の国土利用計画、河川・海岸保全など、大きな土地利用の問題として、県の強靱化の構想の中には書きとめておくべきと思う。

**獅子内委員（東日本旅客鉄道）**：津波避難計画の策定は、津波ハザードマップの作成がベースになっていると思う。震災後、岩手県としてハザードマップの見直しを検討されているのか。

⇒ **県土整備企画室**：現在、県において、被災市町村を中心に、過去の津波の痕跡調査を進めている。その結果に基づいて、今後、各市町村に情報提供しながら、新しい津波避難ハザードマップ等の策定を進めていきたいと考えている。

**佐藤事務局次長（町村会代理出席）**：県と市町村の連携が重要。市町村からの意見、要望を取り入れていただきながら計画を進めていただければと思う。また、防災計画との関係など、市町村には丁寧な説明をしていただきたい。

**川原事務局主幹（市長会代理出席）**：岩手県において地域計画を策定するが、全国的な状況を見ると、都道府県レベルで策定しているところもあれば、市町村レベルで策定している地域もある。法律上は「できる」規定で策定を進めていると思うが、国としては地域計画の早期策定を促すとしている。今後の方向性として、市町村にも策定を求めていくのかどうか教えていただきたい。

⇒ **渡邊企画官**：国土強靱化基本法の第13条は「できる」規定なので、国から作らなければいけないと言う性質のものではない。そういう前提のもとで、国としては、都道府県については、全47都道府県において、今年度中に策定作業に着手していただきたいと考えており、支援している。計画を策定した都道府県はまだ10に満たないが、東海、東南海、南海地域などで策定している。市町村から意見を聞くと、都道府県計画の動向を踏まえるという話が多いので、徐々に、県の地域計画が揃ってくると、市町村もその計画を参考にしながら進めやすくなると思う。岩手県内の市町村も、県の地域計画を見ていると思うし、県も計画が出来れば市町村を支援していただくことが出来ると思う。

**伊藤副座長（県立大学）**：火山、津波、土砂災害、洪水のハザードマップについて、市町村を指導して、作っていくことは非常に良いこと。ただし、作ったところまでではなく、その後のフォローアップまで視野に入れたことを行って欲しい。具体的には、大学で災害情報学を教えているが、



テストで出すと回答率がすごく下がる問題がある。大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、土砂災害警戒情報を並べ、一番緊急度の高いものはどれかという問題を出すと、一番緊急度が低いものを土砂災害警戒情報としてしまう。一般の方も、情報の区別がなかなかつきにくいと思う。基礎的なことが住民の方に伝わるような方策を視野に入れて考えていただきたい。

**佐々木企画課長（東北地方整備局）：**今後のフォローアップに関してだが、計画を策定する際、KPIを置くことに終始しがち。岩手県でも、内陸部と沿岸部では特徴が異なるので、KPIを見る時も、沿岸部と内陸部で、それぞれチェックの仕方を作る、又は、こういった市町村が出来ていないなどといった内容を出していくことも必要ではないか。県民は我が事感が出てこない、計画があると思うだけとなってしまう。実際、自分が住んでいる所はどうかの方が重要だと思うので、可能であれば考えていただきたい。また、非常に丁寧に作られている計画だが、今後、進めていく中でうまくいかない部分も当然出てくると思うので、小さな災害でも、起こった際には、うまくいかなかった事象をしっかりと記録していただき、それがこの地域計画のどこに不備があったのかといった辺りを、実際の事象と照らし合わせてフォローアップすることが出来れば非常に良い計画になると思う。

⇒ **南座長（岩手大学）：**素晴らしい提案だと思う。実際起こったことを、反省しながら進めていくという仕組みが出来ればいい。是非、計画に記載することを検討いただきたい。

#### （４）その他

**政策推進室政策監：**（参考資料３に基づき、次回（第４回）会議の開催日時等について説明。）

#### ４ 閉 会

**政策地域部長：**

- ・ 会議の回数を重ねるごとに、幹の部分から、住民目線に近いところまで行き届くような計画に、段々練られてきたと思う。
- ・ 前回会議でも申し上げたが、岩手県は、被災地ならではの視点で、また、被災３県の中で最初に計画を作ることもあり、市町村でも、県が先に作れば作りやすいという期待もあると思う。
- ・ 今後、市町村の意見を聞きながら、また、パブリックコメントでの意見も踏まえ、計画策定に向けた最後の仕上げにかかっていくので、残り１回の会議となるが、引き続きよろしく願い申し上げる。